

2-11-07

国王尚敬より福建布政使司あて、進貢のため耳目官毛廷輔らを派遣する咨（一二二〇、九、二七）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

切照するに、敝国は海壤に僻居し、世々天朝の隆恩に沐す。貢典に遵依し、二年に一貢す。欽遵して案に在り。査するに、康熙五十九年は当に貢すべきの期なり。特に耳目官毛廷輔・正議大夫梁得宗・都通事毛世安等を遣わして、海船二隻に坐駕し、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を分載し、前んで福建等処承宣布政使司に至り投納せしむ。督兩院に転詳して題明し、陪臣毛廷輔等をして表文・方物を齎捧し、京に赴きて聖禮を叩祝せしむるを乞為う外、所有の原船二隻は、仍お貴司、歴貢の事例を查明し、其の余の員役を將て、来歲夏至の早汛に於て、速やかに本国に摘回するを賜わるを准さんことを乞う。末員海上に濤に驚くに至らざらん。皆、貴司の再生の徳に出ずる者なり。此の為に理として合に貴司に移咨すべし。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙五十九年（一二二〇）九月二十七日

2-11-08

国王尚敬の、進貢のため耳目官毛廷輔等を遣わすむねの符文（一二二〇、九、二七）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙五十九年の貢期に当り、特に耳目官毛廷輔・正議大夫梁得宗・都通事毛世安等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して兩船に分載す。一船は義字第一百一十三号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第一百一十四号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所掇の差去する員役は文憑無ければ、各処の官軍の阻留するを恐る。此の為に理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第一百一十二号半印勘合の符文を給して都通事毛世安等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実<sup>た</sup>に遇わば即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる毋かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 毛廷輔 人伴一十二名

正議大夫 一員 梁得宗 人伴一十二名

都通事 一員 毛世安 人伴七名

在船都通事 二員 魏鳳 金震 人伴八名

在船使者 四員 向弘烈 浦啓瑞 翁能寛 馬文彬 人伴一十六名

存留通事 一員 鄭国柱 人伴六名

在船通事 一員 陳得隆 人伴四名

管船火長・直庫 四名 紅元燦 陳志広 鄭国績 平心

右の符文は都通事毛世安等に付す。此れを准ず  
康熙五十九年（一七二〇）九月二十七日給す

注 (1) 向弘烈 生没年不詳。真玉橋親方朝近『球陽』卷一四。

(2) 馬文彬 生没年不詳。首里系馬氏七世。板良敷親雲上良連か、『氏集』、『球陽』卷一。なお『家譜』(一)三三三頁にも関連する記事がある。

(3) 鄭国柱 生没年不詳。屋部親雲上。正議大夫に陞る。

(4) 陳得隆 一六八六一一七四七年。久米村陳氏(仲本家)十世。仲本通事親雲上(家譜(二)四九二頁)。

(5) 紅元燦 一六九八一—一七二八年。久米村紅氏(和宇慶家)十一世(家譜(二)二〇八頁)。

(6) 鄭国績 生没年不詳。『家譜』(二)三一頁、魏巒の譜に赤嶺通事として名があり同一人か。

2-11-09

国王尚敬の、進貢のため耳目官毛廷輔等を遣わすむねの執照

(一七二〇、九、二七)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙五十九年の貢期に当り、特に耳目官毛廷輔・正議大夫梁得宗・都通事毛世安等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第一百一十三号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第一百一十四号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禧を叩祝せんとす。

所披の差去する員役は文憑無ければ、各処の官軍の阻留するを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第一百一十三号半印勘合の執照を給して存留通事鄭国柱等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開